

平成 25 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要

1. 歳入歳出総括表

歳 入

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	比 較
1 国民健康保険税	1,473,905	1,442,599	31,306
2 国庫支出金	1,867,576	1,879,006	△11,430
3 療養給付費等交付金	470,430	426,465	43,965
4 前期高齢者交付金	2,040,232	1,544,484	495,458
5 道 支 出 金	428,562	424,769	3,793
6 共 同 事 業 交 付 金	1,078,480	1,079,087	△607
7 繰 入 金	616,937	629,290	△12,353
8 諸 収 入	19,000	16,000	3,000
歳 入 合 計	7,995,122	7,441,700	553,422

歳 出

(単位:千円)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	比 較
1 総 務 費	183,881	196,073	△12,192
2 保 險 給 付 費	5,362,578	5,003,798	358,780
3 後期高齢者支援金	956,126	869,039	87,087
4 前期高齢者納付金	663	1,070	△407
5 老人保健拠出金	88	150	△62
6 介 護 納 付 金	399,040	373,327	25,713
7 共 同 事 業 拠 出 金	1,004,382	920,060	84,322
8 保 健 事 業 費	58,241	45,588	12,653
9 公 債 費	5,000	8,000	△3,000
10 諸 支 出 金	15,123	14,595	528
11 予 備 費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計	7,995,122	7,441,700	553,422

2. 歳入の状況

国民健康保険税 【1,473,905 千円、前年度比 31,306 千円増】

国民健康保険税は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」に区分され、それぞれの収入見込額を次のように設定しています。

(単位：千円)

		平成 25 年度	平成 24 年度	比 較	
一般被保険者分	現年課税分	医療給付費分	919,587	896,313	23,274
		後期高齢者支援金分	236,191	230,154	6,037
		介護納付金分	96,394	95,168	1,226
	滞納繰越分	医療給付費分	57,896	65,931	△8,035
		後期高齢者支援金分	7,749	8,189	△440
		介護納付金分	4,568	5,290	△722
小 計		1,322,385	1,301,045	21,340	
退職被保険者分	現年課税分	医療給付費分	97,933	89,879	8,054
		後期高齢者支援金分	25,027	22,948	2,079
		介護納付金分	24,892	24,289	603
	滞納繰越分	医療給付費分	2,890	3,620	△730
		後期高齢者支援金分	302	374	△72
		介護納付金分	476	444	32
小 計		151,520	141,554	9,966	
合 計		1,473,905	1,442,599	31,306	

国庫支出金 【1,867,576 千円、前年度比△11,430 千円】

◆療養給付費負担金 1,301,612 千円

一般被保険者の療養の給付費、介護納付金の納付費用、後期高齢者支援金の納付費用について、国が定率（32%）で負担するものです。

◆高額医療費共同事業負担金 59,510 千円

高額医療費共同事業は、都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連合会）が実施主体となり、レセプト1件あたり80万円以上の医療費を対象に市町村が一定割合で拠出金を出し合い、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付して、市町村国保財政への影響を緩和する事業です。市町村が支出する拠出金について、国と都道府県が1/4ずつ負担するものです。

◆特定健康診査・保健指導負担金 3,000 千円

40歳から74歳の被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施費用の一部を国と都道府県が負担するものです。

◆**財政調整交付金 503,454 千円**

市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金の2種類があります。

普通調整交付金は、市町村間の医療費や所得の格差などを画一的な測定基準によって測定し、財政力が一定水準以下の市町村に対し、その程度に応じて交付されます。

特別調整交付金は、画一的な方法では捕捉できない事情や災害等によって財政収入が確保できないなど、特別な事情により交付されるものです。

療養給付費等交付金 【470,430 千円、前年度比 43,965 千円】

退職被保険者と扶養者の医療費については、退職被保険者等の保険税のほか、被用者保険からの拠出金によって賄われることになっており、退職被保険者が65歳に達するまでの期間、拠出金として療養給付費等交付金が交付されます。

前期高齢者交付金 【2,040,232 千円、前年度比 495,748 千円】

65歳から74歳の「前期高齢者」については、国保加入者の割合が被用者保険加入者よりも高く、医療費負担の不均衡が生じています。前期高齢者の加入率が全国平均と比較して低い保険者は調整金を拠出し、高い保険者は調整金が交付されることになります。

道支出金 【428,562 千円、前年度比 3,793 千円】

◆**高額医療費共同事業負担金 59,510 千円**

高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付して、市町村国保財政への影響を緩和する高額医療費共同事業において、市町村が支出する拠出金の1/4ずつを国と都道府県が負担するものです。

◆**特定健康診査・保健指導負担金 3,000 千円**

40歳から74歳の被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施費用の一部を国と都道府県が負担するものです。

◆**北海道国民健康保険調整交付金 366,052 千円**

医療費の適正化と保険運営の広域化を進めて国保の安定的な運営を図るために交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金の2種類があります。

普通調整交付金は、市町村間の医療費や所得の格差などを画一的な測定基準によって測定し、財政力が一定水準以下の市町村に対し、その程度に応じて交付されます。

特別調整交付金は、画一的な方法では捕捉できない事情や災害等によって財政収入が確保できないなど、特別な事情により交付されるものです。

共同事業交付金 【1,078,480 千円、前年度比△607 千円】

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付されるもので、保険財政共同安定化事業交付金と高額医療費共同事業交付金の2種類があります。

保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件あたり30万円を超えるものについて、

8万円を超え80万円までの医療費のうち59/100が交付されるものです。

高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件あたり80万円を超える医療費のうち59/100が交付されるものです。

繰入金 【616,937千円、前年度比△12,353千円】

国と地方の財源調整の一環として講じられた地方財政措置分を一般会計から繰入れしてもらいほか、国保財政の安定化を目的とした繰入れを受けています。

◆**保険基盤安定制度分繰入** 247,054千円

保険税負担の緩和を図るとともに、国保の財政基盤の安定に資するための保険基盤安定制度に係るもので、保険料軽減分と保険者支援分があります。

保険料軽減分は、低所得者に対する保険料軽減分について都道府県が3/4、市町村1/4の負担割合となっており、市町村負担相当額分の地方財政措置がされています。

保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援する目的で低所得者数に応じ算定するもので、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担割合となっており、市町村負担相当額分の地方財政措置がされています。

◆**国保財政安定化支援事業分繰入** 51,273千円

国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するためのもので、所得水準が低いことによる保険料の減、病床数の過剰又は60歳代の被保険者の加入割合が高いことによる保険給付費の増に対する支援措置として地方財政措置されており、その分を一般会計から繰入れするものです。

◆**事務費分繰入** 151,797千円

国保の一般的な事務費及び人件費に要する経費が地方財政措置されており、その分を一般会計から繰入れするものです。

◆**出産育児一時金分繰入** 23,520千円

国保の保険給付費のうち、出産育児一時金の支給基準額の2/3相当額が地方財政措置されており、その分を一般会計から繰入れするものです。

◆**その他** 143,293千円

一般会計から繰入すべきものとして国が定めた項目以外で、国保財政の安定化を目的として繰入を行うものです。本市では、ドック検診及びインフルエンザ予防接種経費である保健事業分のほか、一時借入金利子分、赤字補填分について一般会計から繰入れをされています。

諸収入 【19,000千円、前年度比3,000千円】

延滞金、返納金など、不確定要素が強いその他の収入です。

3. 歳出の状況

総務費 【183,881 千円、前年度比△12,192 千円】

- ◆事務費等 31,277 千円
- ◆職員人件費 120,234 千円
- ◆北海道国保連合会負担金 2,177 千円
- ◆運営協議会費 310 千円
- ◆収納率向上特別対策事業費 9,326 千円
- ◆医療費適正化特別対策費 20,557 千円

医療費通知の送付、診療報酬明細書及び柔道整復師療養費支給申請書の内容点検、ジェネリック医薬品の利用促進等により、医療費の適正化を図ります。

ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック希望シールの配付	保険証更新時、新規加入時に配付。従来のカードに代わり、保険証や「お薬手帳」に貼り付けできるシール形式を予定しています。
ジェネリック利用差額通知の送付	ジェネリックに切り替えた場合の差額（安くなる可能性のある金額）を通知するとともに、リーフレットを同封し利用促進を図ります。
ジェネリック利用PR	市内の医療機関、薬局、公共施設にPRポスターの掲示を依頼します。

保険給付費 【5,362,578 千円、前年度比 358,780 千円】

(単位：千円)

		平成 25 年度	平成 24 年度	比 較
療養諸費	一般被保険者療養給付費	4,260,678	3,981,942	278,736
	退職被保険者療養給付費	381,021	356,095	24,926
	一般被保険者療養費	31,914	34,546	△2,632
	退職被保険者療養費	3,466	3,016	450
	審査支払手数料	11,130	11,035	95
高額療養費	一般被保険者高額療養費	582,663	522,104	60,559
	退職被保険者高額療養費	53,446	56,200	△2,754
	一般高額介護合算療養費	240	240	0
	退職高額介護合算療養費	240	240	0
移送費	一般被保険者移送費	50	50	0
	退職被保険者移送費	50	50	0
出産育児諸費	出産育児一時金	35,280	35,280	0
葬祭諸費	葬祭費	2,400	3,000	△600
合 計		5,362,578	5,003,798	358,780

後期高齢者支援金 【956,126 千円、前年度比 87,087 千円】

患者負担を除いた後期高齢者医療費については、公費 50%、現役世代 40%、後期高齢者医療制度被保険者からの保険料 10%という負担割合となっており、そのうちの現役世代負担分として保険者が拠出するものです。

前期高齢者納付金 【663 千円、前年度比△407 千円】

65 歳から 74 歳の「前期高齢者」については、国保加入者の割合が被用者保険加入者よりも高く、医療費負担の不均衡が生じています。保険者間での財政調整を行うため、保険者の 1 人当たりの前期高齢者医療給付実績をもとに、各保険者の加入者数に応じた額を負担するものです。

老人保健拠出金 【88 千円、前年度比△62 千円】

老人保健制度に係る過年度精算分です。

介護納付金 【399,040 千円、前年度比 25,713 千円】

40 歳から 64 歳の介護保険第 2 号被保険者に係る保険料相当額です。

共同事業拠出金 【1,004,382 千円、前年度比 84,322 千円】

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会が交付金を交付する保険財政共同安定化事業と高額医療費共同事業を運営するために、市町村国保が国保連合会へ拠出するものです。

保健事業費 【58,241 千円、前年度比 12,653 千円】

◆特定健康診査等事業費 29,909 千円

◆特定保健指導事業費 626 千円

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳から 74 歳の被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導に関する経費です。また、受診率向上のための取り組みを行います。

特定健診受診率向上対策

自己負担額の引き下げ	非課税世帯を無料化するとともに、課税世帯についても引下げを行います。
未受診者への勧奨	未受診者に対してダイレクトメール及びリーフレットを送付し、受診を促します。
特定健診の PR	市内の特定健診受託医療機関に特定健診ポスターの掲示とリーフレットの設置を依頼します。
ヘルスアップ事業の取り組み	特定健診受診者のうち、生活習慣の見直しが必要な方を対象としたグループ支援を実施します。

◆疾病予防費 27,706 千円

重複・頻回・多受診に係る訪問指導、脳ドック・人間ドック事業などにより、被保険者の疾病予防を図ります。

ドック事業

脳ドック助成	定員 700 名に対し、脳ドック検査費用の一部を助成します。
人間ドック助成	定員 200 名に対し、人間ドック検査費用の一部を助成します。

公債費 【5,000 千円、前年度比△3,000 千円】

一時借入を行った場合の利子に要する費用です。

諸支出金 【15,123 千円、前年度比 528 千円】

◆償還金及び還付加算金 6,395 千円

国保税の還付、国庫支出金の返還等に要する費用です。

◆繰出金 8,728 千円

浜益国保診療所の運営経費等の繰出しに要する費用です。

予備費 【10,000 千円、前年度比 0 千円】